

マイナンバーカードの受取りはお早めに！

申請後、交付通知書が届いた方は、通知書に記載の期限内に電話で受取日時を予約し、本人が所定の窓口で受け取ってください※申請から2か月経っても交付通知書が届かない方は問い合わせください。
豊島区マイナンバーコールセンター ☎3981-1122



TOSHIMA CITY

2019年

「東アジア文化都市」
開催中

発行：豊島区 編集：政策経営部広報課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎3981-1111(代表)
ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>
令和元年(2019年)9月11日発行(毎月1・11・21日発行)

豊島区「ホストタウン」交流事業 ～セントルシアを知るセミナー&料理教室！～

10月12日(土) 午前10時～午後2時 みらい館大明

区は、東京2020大会へ向けてセントルシアのホストタウンになります。区内在住のセントルシア人青木マーガレットさんを講師に、国や文化を理解するセミナーとセントルシア料理の料理教室と懇親会を開催します！

◇10時からセミナー、11時からセントルシアの郷土料理教室◇20名◇500円◇エプロン、ハンドタオル持参 6か月以上～未就学児。要予約。

☎電話かEメールで9月27日までに「オリンピック・パラリンピック連携推進グループ ☎4566-2761、EMA0014606@city.toshima.lg.jp」へ※先着順。



9月15日(日)は マイナンバー関連業務の 取扱いができません

全国的なシステムのメンテナンス作業のため、マイナンバー関連業務の取扱いができません※詳細は区ホームページ参照。

☎住民記録グループ ☎3981-4782

パブリックコメント

【ご意見募集中】

「池袋地区駐車地域ルール要綱(案)」について

当地区の駐車需要の実態を反映し、附置義務駐車施設整備の基準を有した地域のルール要綱をまとめました。この要綱(案)について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

●閲覧できます…要綱案の全文は、9月17日～10月11日の間、都市計画課、区民事務所、行政情報コーナー、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

●ご意見をお寄せください…便せんなどに①ご意見②郵便番号・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者)を記入し、郵送かファクスかEメールで10月11日(消印有効)までに「都市計画課交通政策グループ ☎3980-5135、EMA0022603@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。

●説明会を開催します…①9月19日(木) 午前10時～11時30分 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)、②9月25日(水) 午後7時～8時30分 区役所

本庁舎5階507会議室◇いずれも同内容 当日直接会場へ。

☎担当グループ ☎4566-2635

税・国保・年金

年金生活者支援給付金のご案内 (令和元年10月開始)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。平成31年4月以降に初めて年金を請求する方は原則、各年金請求書と同時に、年金生活者支援給付金請求書を提出してください。既に年金を受給している方で年金生活者支援給付金の対象となる方は、9月より順次、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書が送付されますので、必要事項を記入し返送してください。詳細は問い合わせください。

☎給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092、池袋年金事務所 ☎3988-6011、国民年金グループ ☎3981-1952

福祉

介護保険には高額介護サービス費の支給制度があります

同月内に利用したサービスの自己負担(1割、2割または3割)の合計額(同一世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が、自己負担上限額を超えた時は、超えた分が支給されます。また、年間の自己負担の合計額(平成30年8月～令和元年7月サービス利用分)にも上限額が設けられています。該当者にはお知らせを送付します。

☎介護保険課給付グループ ☎3981-1387

子育て・教育

0歳児講座～あそびで育つ 赤ちゃんのからだ～

10月1日(火) 午前10時30分～正午 東部子ども家庭支援センター◇理学療法士による、寝返り、お座り、ずりばい、ハイハイなど赤ちゃんの発達についてのお話。講師…中原規予氏◇生後2～7か月児と母親◇20組
☎9月17日午前10時から電話で当センター ☎5980-5275へ。直接窓口申込みも可※先着順。

「ノーバディーズ・パーフェクト」 ～完璧な親なんていない～(全6回)

11月13日～12月18日 水曜日 午前10時～正午 東部子ども家庭支援センター◇子育ての悩みなどを話し合い、自分に合った子育て方法を学ぶカナダ生まれのプログラム◇区内在住の0～2歳未満の第一子を育てている母親で全回参加できる方◇10名 10名。5か月以上2歳未満児。

☎9月19日午前10時～10月4日の間に、当センター ☎5980-5275へ。直接窓口申込みも可※応募者多数の場合は抽選。結果は応募者全員に10月11日までに電話連絡。

くらし等

44歳以下の就職を応援！ 若年者就職面接会

10月18日(金) 午後1～4時(午後3時30分受付終了) としま産業振興プラザ(IKE・Biz)◇池袋近辺の約15社の採用担当者と直接面談・相談ができる面接会。詳細はハローワーク池袋のホームページ参照◇44歳以下で求職中の方◇応募する会社数の履歴書(職務経歴書)、紹介状、筆記用具を持参。

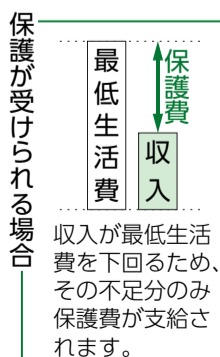
☎ハローワーク池袋職業相談第一部 ☎5911-8609(音声案内41#)

生活に困ったときは相談してください

生活が困難になった時の最後のよりどころとして、生活保護制度があります※相談内容は、守秘義務により堅く守られます。

●こんなときに受けられます…収入が無いかあっても少なく、生活に事欠くような状態に陥った場合、その困窮の程度に応じて、最低限度の生活を保障します。

●保護費の額…「最低生活費」と保護を受けようとする方(世帯)の「収入」を比べ、「収入」が下回る場合はその不足分を支給します(右図参照)。ただし、資産・能力などすべての活用が要件であり、民法上の扶養義務者の扶養は、生活保護に優先します※「収入」=世帯のすべての収入(給料、手当、賞与、内職収入、営業収入、仕送り、年金、保険金、



臨時収入など)。なお、働いて得た収入は一定の控除額が認められます。

●相談機関…①生活福祉課(区役所東池袋分庁舎)…担当地区/駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、南大塚、上池袋、東池袋、南池袋、池袋1・2・4丁目、雑司が谷、高田、池袋本町、西池袋1・3丁目、目白1・2丁目、住まいのない方、②西部生活福祉課…担当地区/西池袋2・4・5丁目、目白3～5丁目、長崎、高松、池袋3丁目、南長崎、千早、千川、要町、③民生委員…地域の方々の実情を把握し、一人暮らしの高齢者や生活が困難な家庭などの相談に応じます。また、関係機関と連携し、生活を支援します、④くらし・しごと相談支援センター…専門の支援員が自立に向けた支援をします(生活保護受給者を除く)。

☎①生活福祉課相談グループ ☎3981-1842、②西部生活福祉課相談グループ ☎5917-5762、③福祉総務課民生・児童委員グループ ☎3981-1722、④くらし・しごと相談支援センター ☎4566-2454